

国立大学法人長崎大学、長崎県、五島市、長崎県五島中央病院及び
日本マイクロソフト株式会社の包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学、長崎県、五島市、長崎県五島中央病院及び日本マイクロソフト株式会社(以下「5者」という。)は、相互に連携を強化し、(1)Mixed Reality、(2)Azure Kinect、及び、(3)Azure Cognitive Services (AI 機能) の技術 (以下(1)から(3)を総称して「Mixed Reality 技術等」という。) を利用し、離島・へき地をはじめとする遠隔地間における教育、研究、診療の開発及び普及に取り組むことにより、医療従事者の働き方の改革と地方創生に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、5者の緊密な連携・協力と信頼関係のもとに Mixed Reality 等の技術を利用した離島・へき地をはじめとする遠隔地間における教育、研究、診療の開発及び普及により、医療従事者の働き方の改革並びに地域の活性化及び持続的発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 5者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) Mixed Reality 等の技術を利用した遠隔診療システムの発展及び普及、医療従事者の働き方改革に関すること
- (2) Mixed Reality 等の技術を利用した教育、研究、診療の開発及び普及に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

(連携・協力の推進)

第3条 5者は、前条に掲げる連携・協力事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、その効果が上がるよう、定期的に意見交換を行う。

(守秘義務)

第4条 5者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、2022年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する1か月前までに、5者のいずれかから書面による更新しない旨の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後においても、同様とする。

(協定の解約)

第6条 本協定について何らかの事情により途中で解約するときは、5者のいずれかからの申し出に基づき、解約の合意が成立したときに終了する。

(疑義への対応)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、5者が協議のうえ、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各自1通を保有する。

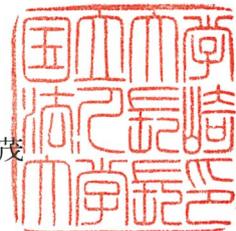
2021年〇月 / 〇日

国立大学法人長崎大学

学長

河野

茂



長崎県

知事

中村

法道



五島市

市長

野口

市太郎



長崎県五島中央病院

院長

竹島

史直



日本マイクロソフト株式会社

執行役員 常務

パブリックセクター事業本部長 佐藤 亮太

